

# 法人インターネットバンキング ワンタイムパスワードサービス利用規定

令和2年4月現在  
(令和2年4月1日改定)

## 1. (ワンタイムパスワードサービス)

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます）とは、法人インターネットバンキングの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を用いることにより、ご契約者（以下「ご契約先」といいます）の認証を行うサービスをいいます。

本サービスを利用する場合は、法人インターネットバンキング利用規定第2条第5項および第6項に定める利用者ワンタイムパスワードは利用できないものとします。

## 2. (利用資格)

本サービスの利用者は、法人インターネットバンキングを契約のご契約先の利用者に限るものとします。

## 3. (利用申込および利用開始)

### (1) ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます）が必要となります。

トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があります。

ご契約先は、利用者ごとにハードウェアとソフトウェアトークンのいずれかを選択することができますが、同一利用者での併用はできません。

#### ① ハードウェアトークン

当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式をいい、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

#### ② ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます）を利用する方式をいい、ご契約先はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」と

います)にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

## (2) 利用申込および利用開始

### ① ハードウェアトークン

ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。

ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付します。

ご契約先は法人インターネットバンキングの利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。

トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載のシリアル番号および表示されるワンタイムパスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。

当金庫は、前記の登録画面において入力されたシリアル番号、ワンタイムパスワードが、当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼（以下「ハードウェアトークンの利用開始登録」といいます）とみなします。

### ② ソフトウェアトークン

ご契約先の管理者は本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫所定の方法でアプリに表示されるシリアル番号およびワンタイムパスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。

入力されたシリアル番号およびワンタイムパスワードが当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼（以下「ソフトウェアトークンの利用開始登録」といいます）とみなします。

## (3) 契約の成立

本サービスの利用に関するご契約先と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のご契約先の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。

## 4. (本サービスの利用)

本サービスの利用開始後は、法人インターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引についてワンタイムパスワードによる認証を行います。

その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。

当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

## 5. (トークンの利用期限)

(1) ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。

ハードウェアトークンの電池の残量が少なくなったまたはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込みを行うか、ソフトウェアトークンへの切替を行ってください。

ソフトウェアトークンへの切替は、ソフトウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うことによるものとします。

(2) 前項によりハードウェアトークン再発行の申込みが行われた場合、当金庫は、ハードウェアトークンをご契約先の届出住所宛に送付します。

ハードウェアトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条第2項第1号のハードウェアトークンの利用開始登録を行うものとします。

利用できなくなったハードウェアトークンは、ご契約先の責任において破壊のうえ破棄してください。

(3) ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。

(4) 前項にかかわらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは利用できなくなるものとします。

この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらかじめソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条第2項第2号のソフトウェアトークンの利用開始登録を行うものとします。

## 6. (トークンの紛失および盗難)

(1) ご契約先は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき(ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします)、または他人に使用されたことを認知したときは、ただちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出るものとします。

この届出を受けたときは、当金庫はただちに本サービスの利用停止等の措置を講じません。

(2) 前項の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。

(3) 当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受付けた場合、当金庫は、ハードウェアトークンを再発行のうえ、ご契約先の届出住所宛に送付します。

## THE GAMAGORI SHINKIN BANK

ハードウェアトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条第2項第1号のハードウェアトークンの利用開始登録を行うものとします。

(4) 当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受付けた場合、ご契約先に新たにアプリをダウンロードしていただくことでソフトウェアトークンを再発行します。

ソフトウェアトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条第2項第2号のソフトウェアトークンの利用開始登録を行うものとします。

### 7. (利用料)

(1) 本サービスの利用にあたっては、ソフトウェアトークンの利用料は無料、ハードウェアトークンの利用料は当金庫所定のハードウェアトークン利用料(消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます)をお支払いいただきます。

(2) 当金庫が一旦受領した本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。

(3) 当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。

変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

### 8. (免責事項等)

(1) ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は責任を負いません。

(3) ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は当金庫宛にただちに当金庫所定の書面により、トークンの再発行の依頼をするものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は責任を負いません。

(4) 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫

所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は各利用者に対するサービスの利用を停止します。

本サービスの利用停止に伴い、しんきん法人インターネットバンキングサービスの利用も停止されます。

各利用者が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、管理者の操作にて利用停止の解除をするものとします。

(5) ご契約先の届出住所が不正確であるため、または、ご契約先が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。

また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、ご契約先は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。

(6) ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

### 9. (本サービスの解約等)

(1) 本サービスにかかる契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。

この場合、解約の効力は、本サービスにかかる契約に関してのみ、生じるものとします。

なお、ご契約先からの解約の通知は、ソフトウェアトークンはワンタイムパスワードの利用停止を行うことで本サービスの解約とみなし、ハードウェアトークンは、当金庫所定の書面により当金庫宛に届出るものとします。

(2) ご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスにかかる契約を解約することができるものとします。

この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。

なお、当該事由が消滅した場合、ハードウェアトークンは、ご契約先が第3条第2項第1号のハードウェアトークンの利用開始登録を行うことにより、ソフトウェアトークンはご契約先による第3条第2項第2号のソフトウェアトークンの利用開始登録を行うことにより、本サービスの利用を再開できます。

なお、解約処理実行後にはサービスの利用再開はできないため、再度ご契約いただく必要がございます。

(3) 前各項の解約時点で当金庫が既に取引の依頼を受付けている場合、当金庫は本利

用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。

## 10. (譲渡・質入・貸与等の禁止等)

ご契約先は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

ご契約先はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

## 11. (規定等の適用)

本契約に定めのない事項については、法人インターネットバンキング利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

## 12. (規定の変更等)

(1) 本利用規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上